

鹿屋市子育て短期入所生活援助事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市子育て短期入所生活援助事業実施要綱（平成18年鹿屋市告示第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「母子」を「親子等」に改め、同項第4号の次に次の2号を加える。

（5）養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望するとき。

（6）保護者が、児童と一緒にレスパイト・ケアのための利用又は児童との関わり方、養育方法等についての相談・支援のため、親子での利用が必要であるとき。

第3条第1項第5号中「母子」を「親子」に改める。

第11条中「8,650円」を「9,210円」に、「4,740円」を「5,200円」に、「緊急一時保護の母親」を「親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親」に、「1,200円」を「1,340円」に改める。

別表中「緊急一時保護の母親」を「親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親」に改め、同表Cの項中「4,300円」を「4,600円」に、「2,300円」を「2,600円」に改め、同表備考3を削る。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。